平成３０年（フ）第２７６号
京都市山科区四ノ宮中在寺町６番地　サイト安朱204号
債務者　中小路眞由美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３４０号
京都市西京区樫原蛸田町45番地の75
債務者　金子　　健
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３４９号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地５棟205号
債務者　佐野　義男
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２４０号
神戸市兵庫区永沢町２丁目１番21―308号
債務者　原　　正男
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４９号
神戸市垂水区塩屋北町２―24―16　介護老人保健施設フェニックス垂水キュアセンター、住民票上の住所神戸市垂水区塩屋町671番地の125　アンビエントジェームス山二番館413号
債務者　片岡サチ子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８６号
神戸市中央区日暮通５丁目４番１号　福寿荘２号、従前の住所神戸市中央区上筒井通７丁目３番13号
債務者　穴吹　秀雄
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４９号
兵庫県川西市出在家町18番２号
債務者　本上祐紀夫
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第６５号
兵庫県宝塚市安倉中２丁目４番25号サニーハイツ５号
債務者　西本　充利
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
松江市八雲台２丁目13番29号　２階205号室、前住所島根県出雲市斐川町直江2342番地３カローレ106
債務者　竹林めぐみ
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５号
島根県浜田市治和町ロ415番地１（３―315）
債務者　飯森　文枝
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第２６７号
徳島県阿波市阿波町東長峰126番地１
債務者　平井　久子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６４号
宮崎県日向市大字財光寺2937番地１　市営大原住宅５棟６号
債務者　和田　重恵
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第６５号
宮崎県日向市大字富高2644番地
債務者　鈴木　　進
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第３８号
石川県かほく市秋浜ロ22番地４、従前の住所石川県かほく市白尾ヲ58番地１
債務者　西村　康弘
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５２号
金沢市七ツ屋町ニ27番地17　サンライズＳ１　101号、従前の住所金沢市若宮２丁目159番地
債務者　髙田　　茂
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５６号
金沢市二口町イ28番地14
債務者　才田　麻希
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで　金沢地方裁判所民事部